

日本史の岡上です。夏期講習も後半戦。受験生の皆さんはそろそろ焦りを感じ始める時期ではないでしょうか?「計画通りに勉強が進まなかった…」、「もっとできたのでは…」等など。けれど、そんな焦りを感じるのも、この夏に成長した証拠ではないでしょうか。多くの時間を費やして机に向かったからこそ、目標との距離感がつかめてきたのだと思います。ついつい出来ないことばかりに目を向けてしまいがちですが、一方で出来るようになったことも多くあるはず。正しく自分を評価して、次の一歩を踏みだす。そして、目標との距離を少しずつ縮めていく。まだまだ続く受験の道程を着実に進んでいってほしいと思います。

さて、第 32 回となる今回は 2017 年の東大日本史の第 2 間を取り上げてお話をしていきたいと思います。 さぁ、1 週間、しっかり問題を考えてみてください。

【2017年度 東京大学 文科前期 第2問】

次の(1)~(3)の文章を読んで、下記の設問A・Bに答えなさい。

- (1) 鎌倉幕府には、各地の御家人を当事者とする紛争を適正に裁決することが求められるようになった。 そのため、京都・博多にも北条氏一門を派遣して統治機関を設け、鎌倉・京都・博多の各地で訴訟を 受け付け、判決を下していた。
- (2) 京都に設けられた統治機関の最初の長官を務めたのは、北条泰時・時房の二人であった。博多に統治機関が設けられたのはそれよりも遅く、モンゴル襲来後のことであった。
- (3) 京都で下された判決に不服なものは、さらに鎌倉に訴え出ることもできた。それに対して、博多で下された判決は幕府の最終的な判断とする措置がとられ、九州の御家人が鎌倉に訴え出ることは原則として禁じられた。

設 問

- A 鎌倉幕府が京都で裁判を行うようになった経緯を、2行以内で述べなさい。
- B 鎌倉幕府が九州について(3)の措置をとったのはなぜか。当時の軍事情勢に留意しながら、3行以内で述べなさい。